

青森県報

第四千七十一号

平成二十七年
十一月十一日
(水曜日)

目 次

規 則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則……………(高
齢福祉課) …… 一

告 示

食鳥検査の指定検査機関の所在地変更の届出……………(保健衛生課) …… 一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) …… 二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 二
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) …… 三
都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) …… 三

公 告

地域森林計画の案の縦覧……………(林政課) …… 三
地域森林計画の変更案の縦覧……………(同) …… 四
右 同……………(同) …… 四
右 同……………(同) …… 四

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任……………(三八地域) …… 五
土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域) …… 五
道路の位置の指定……………(上北地域) …… 五
……………(県民局) …… 五

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) …… 六

規 則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十七年十一月青森県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「五十一万円」を「五十二万円」に、「510,000円」を「520,000円」に改める。

附則第四項及び第九項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の規定は、平成二十七年度分の県調整交付金から適用する。

告 示

青森県告示第七百八十五号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二十四条第二項の規定により、同法第十五条第一項から第三項までに規定する検査を行わせることとした指定検査機関公益社団法人青森県獣医師会から次のとおり食鳥検査の

業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 食鳥検査の業務を行う事務所の所在地

変更前 八戸市根城六丁目二の二二

変更後 十和田市大字三本木字野崎一の五〇

二 変更年月日

平成二十七年十一月一日

青森県告示第七百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社フ レディ吉祥 会	弘前市大字百石 町四七の一	訪問介護	フレディ 訪問介護 センター シヨンス	弘前市大字徒 町一六の八 野弘前ビル 二〇五号室	平成 二七・一
株式会社フ レディ吉祥 会	弘前市大字百石 町四七の一	訪問看護	フレディ 訪問看護 センター シヨンス	弘前市大字徒 町一六の八 野弘前ビル 二〇五号室	"

青森県告示第七百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
合同会社介護 支援サービス みどり	五所川原市みど り町三丁目五一	居宅介護支援事 業所みどり	五所川原市みど り町四丁目四六	平成 二七・一

青森県告示第七百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社フ レディ吉祥 会	弘前市大字百石 町四七の一	介護予防	フレディ 訪問介護 センター シヨンス	弘前市大字徒 町一六の八 野弘前ビル 二〇五号室	平成 二七・一

株式会社フ レディ吉祥 会	弘前市大字百石 町四七の一	介護予防 訪問看護	フレディ訪 問看護ス テーション	弘前市大字徒町 一六の一第八狩 野弘前ビル二〇 五号室	"
---------------------	------------------	--------------	------------------------	--------------------------------------	---

青森県告示第七百八十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通 所支援の 種類	障害児通所支援事業を行 う事業所	指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地
特定非営利 活動法人笑 楽生	五所川原市金木 町四倉字田野二 四	放課後等 デイサー ビス	平成 二七・二・一
		放課後等デ イサービス 笑楽生	
		五所川原市金木 町四倉字田野二 四	

青森県告示第七百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鶴田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十七年十一月四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

鶴田町

二 都市計画事業の種類

鶴田都市計画下水道事業（鶴田町公共下水道）

三 事業施行期間

平成四年十二月九日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

地域森林計画の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、東青森林計画区に係る平成二十八年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域農林水産部、中南地域農林水産部、地域農林水産部、三八地域農林水産部、西北地域農林水産部、上北地域農林水産部、三北地域農林水産部及び下北地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十一日から同年十二月十日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十一日から同年十二月十日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成二十七年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十一日から同年十二月十日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、下北森林計画区に係る平成二十六年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十一日から同年十二月十日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蜷川土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十一日

三八地域県民局長 武田 志郎

役員別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	佐々木健三	三戸郡五戸町大字上市川字家ノ後一七の二	平成二七・一〇・一〇

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小田川土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十一日

西北地域県民局長 山本 馨

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	鳴海 義男	五所川原市金木町嘉瀬雲雀野六六七の三〇〇	平成二七・〇・三就任
"	境谷 博顯	大字一野坪字坪実八六の三	"
"	藤森 勝文	大字長富字鎧石二三五の四	"
"	松本 和春	大字下岩崎字尾花原五八の一	"
"	中西 清彦	金木町芦野三六五の三八四	"
"	岡田 一喜	喜良市中富田八の二	"
"	濱館 周一	北津軽郡中泊町大字中里字龜山四七七の一	"
"	成田 稔	大字薄市字玉清水四四五の	"

監事	田中 満	"	大字豊島字豊本二の一	"
"	大川 新造	六の一	大字大沢内字二夕見四三	"
"	小野 茂	五所川原市大字長橋字広野二七六の二	"	"
理事	秋谷 諭	"	金木町喜良市千苅六七	"
"	鳴海 義男	〇〇	嘉瀬雲雀野六六七の三	二七・一〇・三退任
"	青山 恭一	六	北津軽郡中泊町大字尾別字湯島一二一の一	"
"	境谷 博顯	"	五所川原市大字一野坪字坪実八六の三	"
"	藤森 勝文	"	大字長富字鎧石二三五の四	"
"	松本 和春	"	大字下岩崎字尾花原五八の一	"
"	中西 清彦	"	金木町芦野三六五の三八四	"
"	岡田 一喜	"	喜良市中富田八の二	"
"	濱館 周一	一	北津軽郡中泊町大字中里字龜山四七七の一	"
"	新岡 千寛	"	大字福浦字浦島四七	"
監事	泉谷 信治	"	五所川原市金木町喜良市千苅一六七の九	"
"	吉岡 浩	"	大字川山字森内三四の三	"
"	大川 新造	六の一	北津軽郡中泊町大字大沢内字二夕見四三	"

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十一日

上北地域県民局長 山田 裕

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日

十和田市西二十一番町二四
一の二五

五六・二四メートル

六・〇三メートル
から六・〇五メ
ートルまで

平成
二七・一〇・三〇

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土
場川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十
七項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十一日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
監 事	荒 木 勝	上北郡東北町字保戸沢家ノ前四七の一	平成 二七・一〇・一就任
"	吹 越 三男	" " 字往来ノ下五一の九	二七・八・六退任

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭